無線ＬＡＮモデムサービス利用規約

第１条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます）は、当社のインターネットサービス、またはｎｃｍスマートＢＯＸサービス（ＨＦＣサービス）の加入者（以下「加入者」といいます）を対象に提供する「無線LANモデムサービス（以下「本サービス」といいます）」に関して、当社所定の申込み手続きを完了し利用するもの（以下「利用者」といいます）に対し、以下の通り利用規約（以下「本規約」といいます）を定めるものとします。

２．利用者は本規約の他、当社インターネットサービス契約約款、またはｎｃｍスマートＢＯＸ契約約款（以下「約款」といいます）が適用されることを確認するものとします。本規約に規定のない事項については、約款が適用されます。

３．当社は、本サービスの利用者の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

第２条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は、本規約及び約款を承諾し、当社所定の手続きを経て当社に申込むものとします。

２．本サービスの利用にあたり、無線ＬＡＮアダプター（無線ＬＡＮカード、無線ＬＡＮ内蔵パソコン等）が必要となります。

３．当社は、申込者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申込みを承諾しないことがあります。

（１）申込者が実在しない場合、または、その恐れがある場合

（２）申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合

（３）申込者が、当社のインターネット接続サービス、またはｎｃｍスマートＢＯＸサービス（ＨＦＣサービス）の加入者でない場合

（４）当社の各種サービスにおいて利用料の支払いを怠っている場合、または、怠る恐れがあると当社が判断した場合

（５）申込者の支払口座につき、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合

（６）当社が、申込者を利用者とすることが技術上著しく困難である、または業務の遂行上著しい支障があると判断する場合

（７）その他、当社が申込者を利用者とすることを不適当と判断する場合

第３条（料金）

本サービスの利用料金は、当社が別途定めるところによります。

２．当社インターネット接続サービスをご利用いただいている加入者については、本サービスが理由の如何を問わず解約となった場合、解約月の利用日数にかかわらず、解約月を含む月単位の利用料金を支払うものとします。

第４条（サービスの提供）

本サービスは、当社の有線テレビジョン放送施設の同軸回線を用いて、当社の保有する無線ＬＡＮ（Wi-Fi）機能を内蔵した屋内端末接続装置（以下「無線ＬＡＮモデム」といいます）を利用者に貸与するサービスです。

２．無線ＬＡＮモデム設置作業は、当社指定業者にて行います。

３．本サービスは、当社インターネット接続サービスの「ハイパープラン」、「スーパープラン」、「スマートプラン」、「ブロードプラン」、「ライトプラン」、またはｎｃｍスマートＢＯＸサービス（ＨＦＣサービス）の「ｎｃｍスマートＢＯＸマックスプラン」、「ｎｃｍスマートＢＯＸスタンダードプラン」で提供します。

４．当社光サービス、ｎｃｍ ＩＰフォンサービス及びグローバルＩＰアドレス追加サービスとの併用はできません。

５．既に当社インターネット接続サービスをご利用いただいている加入者については、当社にて設置・貸与しております端末接続装置（ケーブルモデム）を交換させていただきます。

６．交換作業にあたり、当社が別途定める交換費用が必要となります。

７．本サービスにおける接続対象機器は、一般的に販売されるIEEE802.11b/g/n準拠（Wi-Fi対応）の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるものとし、業務用機器については対象外とします。

第５条（無線ＬＡＮモデムについて）

利用者は無線ＬＡＮモデムからＬＡＮケーブルによる有線接続、及び無線ＬＡＮ接続によって利用者端末をインターネットに接続するものとします。

２．利用者は必要に応じて、当社から指定された識別符号により無線ＬＡＮモデムの設定を行うことができます。但し、利用者が変更した無線ＬＡＮモデムの設定に関して、当社は通信の保証を行いません。

３．本サービスは、無線ＬＡＮモデム標準仕様の暗号化技術を用いた接続を推奨します。無線ＬＡＮモデムの脆弱性によって利用者が損害を被った場合でも、その損害について当社は一切の責任も負わないものとします。

４．無線ＬＡＮモデムは本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、利用者が変更した無線ＬＡＮモデムの設定を復元することはできません。

５．当社は、利用者宅無線ＬＡＮモデムの障害の切り分けのため、無線ＬＡＮモデムの設定変更、及び設定情報の初期化を利用者に依頼する場合、または、当社にて実施する場合があります。

６．その他、無線ＬＡＮモデムの扱いは、約款に準じます。

第６条（接続設定）

無線ＬＡＮモデム接続後の利用者端末等への接続設定等は、利用者にて行っていただくものとします。

２．利用者端末等には、ＤＨＣＰ（Dynamic Host Configuration Protocol）によりネットワークアドレス（ＩＰアドレス）を取得する設定を行うものとします。

３．利用者が無線ＬＡＮ接続を行う場合、当社が設定したＷＰＳ（Wi-Fi Protected Setup）方式及びＳＳＩＤ（Service Set Identifier）、ＷＰＡ（Wi-Fi Protected Access）暗号キーの入力による方式によって、無線ＬＡＮモデムに接続するものとします。

４．本サービスは、全ての通信機器の無線ＬＡＮ接続を保証するものではありません。

第７条（無線LANモデムの故障等）

利用者の責によらない無線ＬＡＮモデムの故障は、無償にて交換いたします。

２．利用者の責による無線ＬＡＮモデムの故障・破損及び紛失については、別表に定める代金をお支払いただくものとします。

３．無線ＬＡＮモデムを交換した場合は、ＳＳＩＤ、暗号キーが変更します。この場合、利用者端末の設定は、利用者自らが行っていただくものとします。

第８条（サービスの解約）

本サービスを解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を通知していただくものとします。

２．本サービスは、インターネット接続サービスの付加（オプション）サービス、またはｎｃｍスマートＢＯＸサービス（ＨＦＣサービス）の標準サービスとなりますので、インターネット接続サービス、またはｎｃｍスマートＢＯＸサービス（ＨＦＣサービス）解約時には、本サービスもあわせて解約となります。

３．本サービスの解約にあたり、無線ＬＡＮモデムの交換、撤去が必要となる場合は、別途工事費用が発生します。

第９条（責任の範囲）

本サービスを提供するにあたり、当社の故意または明らかに当社の重大な過失による損害を除き、利用者に損害を与えた場合、当社は一切の責任も負わないものとします。

２．本サービスを提供するにあたり、当社の設置する無線ＬＡＮモデム以降の利用者端末の故障は、当社は一切の責任も負わないものとします。

３．本サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等について、当社は一切の責任も負わないものとします。

第10条（その他）

本サービスの特性上、利用者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。

附　則

（実施期日）

この規約は平成２４年１０月１日から適用されます。

この改正規約は平成２５年２月１８日から適用されます。

この改正規約は平成２５年１０月１日から適用されます。

この改正規約は平成２６年４月１日から適用されます。

この改正規約は平成２６年７月１日から適用されます。

別表

機器名	料金
無線ＬＡＮモデム（故障・破損・及び紛失等）	１５，０００円（税込１６，２００円）／台

※表記税込金額は消費税８％込みの金額です。消費税率の改正があった場合は改正後の税率によります。また、前納されている場合には消費税額の差額をご請求することがあります。